

基準適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書

(対象期間： 年4月1日から 年3月31日まで)

特定技能所属機関

○ 基準適合性に係る誓約

当機関は、次の機関に該当する機関であることを誓約し、該当する機関であることを立証する資料を提出します。

- ☐ 日本の証券取引所に上場している企業
- ☐ 保険業を営む相互会社
- ☐ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ☐ 一定の条件を満たす企業
- ☐ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ☐ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない

当機関は、届出時点において、特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合し、電子申請及び電子届出にて必要な手続を行うこととしているため、特定技能基準省令の基準適合性に関する書類の省略を希望します。

○ 各特定産業分野ごとに提出を要する書類に係る説明

①特定技能外国人を受け入れている特定産業分野は下記のとおりです。

特定産業分野（全て記載）

②協議会の加入を証明する書類として下記の書類を提出します。

- ☐ 協議会の加入証明書（ 分野）
- ☐ 協議会加入リスト（ 分野）

(備考欄)

③特定産業分野における受入れに係る書類（②の協議会加入証明書を除く）として下記の書類を

- ☐ 旅館業許可（宿泊分野）
- ☐ 保健所長の営業許可書（外食業分野）
- ☐ その他（ ）（ 分野）
- ☐ 該当なし

(備考欄)

以降の申請において、本誓約書・説明書の内容に変更が生じた場合には、当該申請において変更内容を申告した上で、必要な書類を提出します。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者の氏名及び役職

(注意)

- 1 届出後、地方出入国在留管理局から省略した資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- 2 本誓約書・説明書の記載内容が虚偽であった場合には、罰則の対象となることを十分に理解した上で提出すること。